# 富士市空き家リフォーム支援補助金に関する Q&A

# 〈1. 補助対象の空き家について〉

- Q1 どのような空き家が対象ですか?
- A 富士市空き家バンクに登録されている空き家が対象です。

# 〈2. 交付対象者について〉

- Q1 どのような場合、交付対象者として申請をすることができますか
- A ・富士市空き家バンクに掲載されている物件の所有者がリフォームを行う場合。 ※ただし、売買契約または賃貸借契約により入居者が決定している場合に限る。
  - ・富士市空き家バンクに掲載されている物件の賃借人がリフォームを行う場合。 ※ただし、賃貸借契約により、所有者の承諾を得ている場合に限る。
  - ・富士市空き家バンクに掲載されている物件の購入者がリフォームを行う場合。 ※ただし、売買契約済みである場合に限る。
- Q2 その他に条件がありますか。
- A 賃貸借契約や、売買契約の相手が、3親等以内の親族の場合は対象になりません。
- A 入居する方に、5年以上居住する意思があるかどうかの確認をしております。 市外からの転入者に対する補助金額の加算を受ける方は10年としています。
- Q3 複数の空き家を所有している場合、複数の申請ができますか。
- A 複数所有いている場合は、それぞれの空き家で 1 回に限り申請を行うことができます。

#### (3. 対象地域について)

- O1 対象のなる空き家の地域を教えてください。
- A 市内全域ですが、市街化調整区域にある空き家の場合は、立地基準などに適合する場合に限ります。また、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域は対象になりません。(空き家バンク登録の際に除外しています。)

# 〈4. 対象となる工事について〉

- Q1 対象となる工事を教えてください。
- A 水道、ガス又は電気設備の改修工事、台所、トイレ又は風呂の改修工事、内装、外 装又は屋根の改修工事、修繕、改修、増築その他の空き家の性能を維持させ、又は

向上させる工事のうち市長が必要と認めるものが対象になります。 令和5年度より新たに、自ら工事を行う場合(DIY等)の材料費、家財の処分費が 補助対象となります。

# 〈5. 申請について〉

- Q1 どこで申請書を入手することができますか。
- A 市役所 7 階の住宅政策課で配布しています。また、市のウェブサイトからも様式等 をダウンロードできます。
- Q2 いつまでに申請をしなければなりませんか。
- A 必ず着工前までに申請を行ってください。また、賃貸借契約又は売買契約書を締結 した日から、引き渡し後3か月以内に着工する工事が対象です。
- Q3 工事の途中で内容や金額に変更があった場合は、どうしたらよいでしょうか。
- A 速やかに市の担当者に相談してください。その後の手続きとして、工事内容の変更 申請をしていただくことになります。
- Q4 いつまでに実績報告書を提出しなければなりませんか。
- A 工事完了日から30日以内(または交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日)に提出をお願いします。年度末の申請につきましては、年度内での実績報告が困難な場合がありますので、事前に御相談ください。
- Q5 空き家を賃借する場合にもこの補助金は利用できますか。
- A 利用は可能です。その際には、リフォーム工事に対して賃貸人の承諾を得たうえで 承諾書を必ず提出してください。

# 〈6. その他〉

- Q1 申請を行うに当たって気を付けることはありませんか。
- A この制度の対象は、空き家バンクに登録された物件です。空き家バンクを利用する際、空き家の所有者も、入居希望者も富士市に登録することになっておりますので、御利用の際は住宅政策課へご相談ください。